

令和 6 年第 4 回大台町議会定例会 提出追加議案概要

(1 2 月 1 0 日提出分)



令和 6 年 1 2 月

**議案第 88 号 大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について**

【改正理由】

経済・社会情勢に鑑み、期末手当額を引き上げたいため、議案第 90 号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえて実施する。

【改正内容】

議員の期末手当を 0. 10 月分引き上げ

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	1.75 月（支給済み）	1.85 月（現行 1.75 月）
7 年度以降 期末手当	1.80 月	1.80 月

【施行期日】

公布の日から（令和 6 年度分）

令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度以降分）

議案第 89 号 大台町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

経済・社会情勢に鑑み、期末手当額を引き下げたいため、議案第 90 号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえて実施する。

【改正内容】

町長、副町長及び教育長の期末手当を 0.10 月分引き上げ

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	2.225 月（支給済み）	2.325 月（現行 2.225 月）
7 年度以降 期末手当	2.275 月	2.275 月

【施行期日】

公布の日から（令和 6 年度分）

令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度以降分）

議案第 90 号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和 6 年 8 月 8 日、人事院は国家公務員の給与（月例給及びボーナス）の勧告を実施した。

大台町では、人事院勧告に準拠して特別職及び一般職の給与等の改定を実施する。

○人事院勧告の主な内容

- ・若年層に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料月額を引き上げ
- ・ボーナス 0.10 月分引き上げ

【改正内容】

期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月分引き上げ

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225）
	勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025）
7 年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月

再任用職員

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	0.6875 月（支給済み）	0.7125 月（現行 0.6875）
	勤勉手当	0.4875 月（支給済み）	0.5125 月（現行 0.4875）
7 年度以降	期末手当	0.70 月	0.70 月
	勤勉手当	0.50 月	0.50 月

【施行期日】

公布の日から（令和 6 年度分）

令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度以降分）

議案第 9 1 号 令和 6 年度大台町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 9 2 号 令和 6 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 3 号 令和 6 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 4 号 令和 6 年度大台町水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 5 号 令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第 4 号）

別冊「令和 6 年度 補正予算説明資料（第 4 回定例会）（追加分）」をご参照ください。